

問 長野地裁の判決結果と今後の取組は

答 抜本的な見直しを行い条例改正で対応



横田孝穂議員

【公共下水道事業受益者負担金問題について】

問 長野地裁の判決結果をどのように受け止め、今後どのように取り組む予定か。

村長 下水道加入分担金徴収規則第2条に基づき賦課金の賦課徴収の差し止めを求める訴え、および、同規則に基づき賦課金を賦課徴収する処分の無効確認を求める訴えは却下。

違法確認や前村長に対する損害賠償請求については棄却。また、加入分担金を定めたことは住民に過大な負担及び格差が生じた証拠もなく違法であることを理由とした損害賠償は、理由がないことから棄却との判決であった。

村側の主張が認められたが、起訴に至った点は反省し、適切な賦課・徴収に努める。

日本下水道事業団の指導は、徴収に関して統一した方針が必要とあり、当時の改正は3つの制度を複雑化し、適切な管理を困難にし、未収金の増加となり、今議会の追加議案（※）に加入分担金制度の廃止と、受益者負担金条例の一部改正をするつもりである。

※（今議会に、加入分担金制度廃止・受益者負担金条例一部改正の追加議案はない）

問 憲法第8章（地方自治）第92条「地方公共団体は自治法の本旨に基づき法律で定める」、第94条「地方公共団体は法律の範囲内で条例制定することができる」とある。法律の範囲内とは都市計画法をさし、自治法第2条の16では「法令に違反する行為は無効とする」とある。当村の受益者負担金制度は法の本旨であるが、村の加入分担金制度に問題はないか。

法律の範囲内とは、公共下水道も都市計画法・民法や自治法等をさし、自治法という「公の施設」であり、未納を理由に接続の拒否はできないと解釈している。

問 未納者に対し、延滞金の徴収・差押えの事例は。実績はない。

課長 長年の業務運行に対する職務怠慢と、長年の違法行為・不作為の積み重ねが最大の原因であり、巨額な損失と村民の信頼を失い、公平性を欠いたことは重大であり、許されるものではなく、責任者の監督責任は免れることはできない。村長は、歴代の責任者に対し充分なる説明責任と、長年の不作為に対し倫理的・道義的責任を取るよう要請する考えは。

平成25年4月、庁内において「公共下水道受益者負担金賠償判定審査会」を設置し、諮問したところ、村長・副村長・担当課に在籍した課長ら

の賠償額を認定し、その後、村長は賠償請求権を行使し、担当課に在籍した職員への懲戒処分も実施。この様な事態に至ったことは、行政側の責任は免れるものではなく、歴代の責任者も当然倫理的・道義的責任を感じていると思うので、特に私の方から特別な要請を行う考えは持っていない。

村長 多額の未収金や時効を発生させ、放置し、公平性を欠いたことは重大である。専門家を交えた第三者委員会の設置の考えは。

認識はしている。問題が非常に微妙で、設置は下水道課に携わった職員と議会とで、方向性を決めていきたい。



公共下水道関係法令